

広島県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称                    | 所 在 地                              | 指 定 年 月 日 |
|------------------------|------------------------------------|-----------|
| ほつと・はあとステーションてのひら      | 呉市広本町一丁目七番四〇号                      | 平成二四年六月一日 |
| 西川歯科医院                 | 呉市広中新開二丁目五番七号                      | 平成二五年一月一日 |
| 永沢耳鼻咽喉科医院              | 三原市港町一丁目六番九号                       | 平成二五年二月一日 |
| なす眼科クリニック              | 三原市港町一丁目三番一五号サンライズアネックス一F          | 平成二五年四月一日 |
| ドレミファ薬局                | 尾道市栗原町一一四八二番地一                     | 平成二五年二月一日 |
| 宮地薬局                   | 尾道市因島三庄町一六二二番地八                    | 平成二五年一月七日 |
| 絵の町薬局                  | 尾道市久保一丁目三番二一号                      | 平成二五年四月一日 |
| みのり薬局                  | 三次市江田川之内町一三六八番地三                   | 平成二五年三月一日 |
| 折田クリニク                 | 三次市江田川之内町一三六三番地一                   | 平成二五年三月四日 |
| 庄原市休日診療センター            | 庄原市西本町三丁目四番七号                      | 平成二五年四月一日 |
| 医療法人健康プロ<br>医院歯の健康ドクター | 東広島市高屋町高屋東二三八五番地三                  | 平成二四年二月一日 |
| サン薬局                   | 東広島市西条町西条東山崎一二八一番三                 | 平成二五年四月一日 |
| そごう薬局御歯宇店              | 東広島市西条町御歯宇六〇三五コンチェルト御歯宇一階          | 平成二五年四月一日 |
| ゆりの木歯科                 | 東広島市西条西本町一六番一五号                    | 平成二五年四月一日 |
| あけぼの薬局廿日市店             | 廿日市市上平良三五八番地一                      | 平成二五年二月一日 |
| オオス薬局                  | 安芸郡府中町大須一丁目一七番一二一<br>号ケイアンドエッチビル一F | 平成二五年一月四日 |